

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
97	福祉施策推進事業	福祉政策課	各種福祉施策の適正な運営により市民福祉が充実している。	保健福祉審議会の運営、福祉有償運送運営協議会の運営、避難行動要支援者に関する事務、若者育成支援に関する事務、市民後見人に関する事務等を行う。	保健福祉審議会の運営では「四街道市歯と口腔の健康づくり推進条例」等を議題として開催し、保健福祉行政の総合的かつ計画的な運営をすることができました。 避難行動要支援者避難支援体制整備事業の区・自治会説明会を開催するとともに、市政だよりにより市民向けの広報を掲載することにより、防災意識の向上を促進することができました。	妥当性 有効性 効率性	A A A	保健福祉審議会は「市民参加条例」及び「四街道市保健福祉審議会条例」により、また、避難行動要支援者避難支援体制整備事業は「災害対策基本法」及び「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」により実施する必要があります。 福祉施策の推進において外部委員、市民の意見を取り入れることができることから有効です。 審議会等会議においては複数の議題をまとめて開催する等、工夫して実施しています。	現行どおり	保健福祉に対する需要は年々増加していることから、効率性に注視しつつも外部委員や公募市民の意見を取り入れることができる審議会等を効果的に開催します。また、避難行動要支援者避難支援体制整備事業の利用者を増加させるため、区・自治会、市民への広報・啓発活動を行います。
98	社会福祉法人指導監査事業	福祉政策課	社会福祉法人の運営が適正かつ円滑に行われている。	市が所管する社会福祉法人に対し、指導監査を実施し、監査結果を通知する。	市内3法人の運営管理及び会計状況について、指導監査を行うことで、社会福祉法人の適正な運営を監督することができました。	妥当性 有効性 効率性	A A A	社会福祉法第56条第1項の規定により実施しています。 社会福祉法人の適切な運営のために有効です。 社会福祉法、国の審査基準等に基づき実施しており、改善の余地はありません。	現行どおり	市が所管する社会福祉法人に対し、指導監査を実施し、社会福祉法人の適正な運営を監督します。
99	地域福祉施設管理運営事業	福祉政策課	高齢者や福祉団体が、生きがいづくりや地域福祉活動を行っている。	地域福祉施設の管理運営を行うとともに、新たな地域福祉施設を検討する。	高齢者や福祉団体に対して、生きがいづくりや地域福祉活動を行う拠点を提供できました。 中央公園屋根付多目的運動場の事務移管については、引き続き準備を進めます。	妥当性 有効性 効率性	A A B	地域福祉施設に関しては、地方自治法第244条、第244条の2の規定により実施しています。 高齢者や福祉団体の生きがいづくりや地域福祉活動の形成に寄与しています。 中央公園屋根付多目的運動場の管理運営について、事務の効率化の観点から公園所管課への移管を検討しています。	一部改善	引き続き、高齢者や福祉団体の活動拠点の整備・運営を行います。また、中央公園屋根付多目的運動場の事務移管について準備を進めます。

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価		事業の方向性	事業の展開方針	
						具体的な内容				
100	保養センター管理運営事業	福祉政策課	市民が保健向上とレクリエーション活動の健全な育成を図っている。	保健向上とレクリエーション活動の健全な育成を図るための施設である保養センターの管理運営を指定管理者制度により行う。	市民に対して、保健向上とレクリエーション活動の健全な育成を図る場を提供できました。	妥当性	A	地方自治法第244条、第244条の2の規定により実施しています。	現行どおり	指定管理者により、今後も引き続き利用者のニーズに応えられるようサービスの提供を行っています。
						有効性	A	利用者については増加傾向にあり、市民の保健向上とレクリエーション活動の健全な育成に寄与しています。		
						効率性	A	指定管理者制度により効率的・効果的な管理運営を実施しています。		
101	シニア憩いの里運営支援事業	福祉政策課	地域の高齢者が生きがいがつくりや集いの場として活用している。	シニア憩いの里の運営に対し補助金を支出して支援事務を行う。	地域の高齢者が生きがいがつくりや集いの場として活用できる拠点の運営に対して、支援を行うことができました。	妥当性	A	高齢者の増加に伴い、市として地域の団体等が行う高齢者の生きがいがつくり、社会参加の場に対する支援は継続して実施する必要があります。	現行どおり	引き続き高齢者の生きがいがつくりを目的とした施設の設置運営を補助していきます。
						有効性	A	高齢者の生きがいがつくり、社会参加の促進につながっています。		
						効率性	A	総合福祉センター等の公共施設の活用による「場の提供」には限界があり、安定的な場の提供が困難であることを考えると、補助金による運営費の補助は効率的であると考えます。		
102	総合福祉センター管理運営事業	福祉政策課	市民が利用できる公の施設を運営することにより、市民が、市民福祉向上のための活動を行う。	市民福祉の向上を図るための施設である総合福祉センターの施設管理、運営を指定管理者により行う。	市民に対して、市民福祉向上のための活動拠点を提供できました。	妥当性	A	地方自治法第244条、第244条の2の規定により実施しています。	現行どおり	引き続き利用者のニーズに応えられるよう、総合福祉センターの施設管理、運営を指定管理者制度により行います。
						有効性	A	5万人以上の市民が利用している状況であり、福祉活動の拠点として有効だと考えます。		
						効率性	A	指定管理者制度により効率的・効果的な管理運営を実施しています。		

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価		事業の方向性	事業の展開方針	
					具体的な内容					
103	南部総合福祉センター管理運営事業	福祉政策課	市民が利用できる公の施設を運営することにより、市民が、市民福祉向上のための活動を行う。	市民福祉の向上を図るための施設である南部総合福祉センターの施設管理、運営を指定管理により行う。	市民に対して、市民福祉向上のための活動拠点を提供できました。	妥当性	A	地方自治法第244条、第244条の2の規定により実施しています。	現行どおり	引き続き利用者のニーズに応えられるよう、南部総合福祉センターの施設管理、運営を指定管理者制度により行います。
					また、ふれあいセンターにおける受益者負担の導入に向けた説明会を開催し周知したほか、条例の改正を行いました。	有効性	A	10万人以上の市民が利用している状況であり、ふれあい活動の拠点として有効であると考えます。		
						効率性	A	指定管理者制度により効率的・効果的な管理運営を実施しています。また、ふれあいセンターにおける受益者負担の導入を開始しました。		
104	福祉施設苦情相談員設置事業	福祉政策課	相談員を設置することで、施設利用者が施設に対する苦情を相談できる体制を提供する。	市が設置している福祉施設に関する苦情を解決するための苦情相談員を委嘱している(対象施設：中央・千代田保育所、くれよん)。	施設利用者が施設に対する苦情を相談できる体制を提供できました。	妥当性	A	社会福祉法第82条の規定により実施しています。	現行どおり	引き続き、市が設置している福祉施設に関する苦情を解決するための相談員を設置します。
						有効性	A	利用者からの苦情の相談を受けることにより、よりよい施設運営につながります。		
						効率性	A	委員に対しては、報酬の支払いはなく費用弁償のみであることから、最低限の費用で実施しています。		
105	民生委員事業	福祉政策課	民生委員・児童委員及び民生委員・児童委員協議会は活動費等の財源が得られる事により、民生委員活動を活発化する事が出来る。	民生委員・児童委員の推薦及び活動支援、民生委員・児童委員協議会の運営を支援するための補助を行う。	民生委員・児童委員が地域で活動しやすいよう、研修や情報交換を随時おこない、活動支援を行うことができました。	妥当性	A	民生委員法第17条に基づき実施しています。	現行どおり	民生委員・児童委員が地域で活動しやすいよう、研修や情報交換を随時おこないます。また、令和元年度は一斉改選の年にあたることから、欠員が生じないよう、一層の支援を行います。
					また、欠員補充について、民生委員推薦準備会及び民生委員推薦会を開催し、新たに3名の民生委員・児童委員を委嘱しました。	有効性	A	地域住民の立場にたつて地域の福祉を担う民生委員の活動支援は、福祉のまちづくり推進に寄与しています。今後は、高齢者人口の増加により見守り対象者が増えるなど、内容や水準等の増強が必要となる可能性があります。		
						効率性	A	高齢化する本市において民生委員の活動環境をサポートするためには、財政的な支援を引き続き行う必要があります。定数は人口規模に応じて県条例で定められていますが、最低限の人員で行っています。		

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
106	日本赤十字事業	福祉政策課	各種実施事業を支援し、赤十字活動が円滑に運営されている。	社資募集・災害救援・災害時募金・献血推進実施・奉仕団・青少年赤十字・救急法などの普及活動に関する事務などを行う。	日本赤十字社の事業を滞りなく進め、地区内の理解と多大な協力を得ることができました。	妥当性	A	日本赤十字社法等に基づき実施しています。	現行どおり	引き続き赤十字活動の啓発を進め、事業の支援を行います。
						有効性	A	四街道市赤十字奉仕団の活動や献血など、地域福祉の推進に大きく寄与しています。		
						効率性	A	事業費は全て日赤から交付されています。地区補助金は通常、地区からの社資の割合で決定しているため、社資が減少傾向にある現在、全体経費も減少傾向にありますが、限られた予算内で実施しています。		
107	更生保護事業	福祉政策課	保護司活動の円滑な運営、更生保護女性会の円滑な運営、犯罪の無い明るい社会づくりが行われる。	佐倉地区保護司会の意見を聴取し、保護司候補者を千葉保護観察所長に内申する事務、佐倉地区保護司会への助成金支出及び保護司法に基づく職務遂行のための支援事務、更生保護女性会運営支援事務、講演と映画の集いの開催・市内広報巡回及び啓発物品の配布などを行う。	保護司会・更生保護女性会の円滑な運営のための支援、社会を明るくする運動強調月間における啓発活動などを行いました。	妥当性	A	再犯防止推進法第24条に規定されています。また、保護司会は、保護司法第17条に規定されています。更生保護女性会は、犯罪者・非行少年の更生に協力することを目的とする女性のボランティア団体です。市としては両団体の活動を支援する必要があると考えます。	現行どおり	再犯防止の推進に向け、引き続き保護司会・更生保護女性会が円滑な運営を行い、より良い活動が出来るよう支援していきます。
						有効性	A	保護司・更生保護女性会とも犯罪者の更生や、犯罪予防の啓発活動を行っており、その活動支援は再犯防止の推進と、犯罪のない明るい社会作りの一助となっています。		
						効率性	A	保護司会には財政的支援を行っていますが、更生保護女性会については市から財政的支援をしておらず、保護司会外からの支援で運営されています。		
108	シニアクラブ支援事業	福祉政策課	シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブの活動が活性化している。	シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブに対する補助金支出事務・各種実施事業支援事務・運営指導事務を行う。	シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブの活動を支援することにより、高齢者の社会参加、健康維持、生きがいづくりの推進を行いました。	妥当性	A	老人福祉法第13条の規定により実施しています。	現行どおり	引き続きシニアクラブ連合会及び単位シニアクラブが活発に活動し、高齢者の生きがいづくりにつながるよう支援していきます。
						有効性	A	高齢化が進む中、高齢者が生きがいを持って生活できるよう自主的に活動し、社会的な役割を果たしているシニアクラブに対して補助金を交付し活動に係る経済的支援を行うことにより、安定的な運営や活動の活性化に寄与しています。		
						効率性	A	国・県からも補助金の交付があり、市が間接的に交付しています。シニアクラブは事業の企画・立案等について自立して活動することができることから、補助金を交付することで支援を行っている現在の方法は効率的です。		

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価		事業の方向性	事業の展開方針	
						具体的な内容				
109	シルバー人材センター支援事業	福祉政策課	シルバー人材センターが安定的な財源を確保し、センターの活動が活性化している。	高齢者の臨時的・短期的就業機会の確保・提供を行っているシルバー人材センターに対し補助金を交付し、その組織及び活動を支援する。	シルバー人材センターに対して運営費の一部を補助したことにより、安定した運営を支援し、高齢者の就労を援助することができました。	妥当性 A	有効性 A	効率性 A	現行どおり	受託事業の増加はしているものの、自主財源の確保も依然として十分な状況には至らないため、今後も引き続き、現行どおり支援していきます。
110	人権擁護事業	福祉政策課	人権擁護委員活動を支援することにより、市民が抱える人権問題へのスムーズな対応が行えている。	人権擁護委員と連携し、各種人権啓発活動を行います。また、佐倉人権擁護委員協議会等に負担金を支出することにより市域を越えた人権啓発の推進に取り組んでいる。	相談事業の実施により、相談者の問題解決の一助となりました。また、各種啓発事業の実施により、人権意識を向上させることができました。	妥当性 A	有効性 A	効率性 A	現行どおり	引き続き人権擁護委員と連携し、人権啓発活動を推進しています。
111	社会福祉協議会支援事業	福祉政策課	社会福祉協議会が安定的な財源を確保し、地域福祉活動を活性化する。	地域福祉推進のため、社会福祉協議会へ補助金を交付する。	社会福祉協議会の運営を支援したことにより、地域に密着し福祉サービスに寄与した社会福祉・地域福祉を充実させることができました。	妥当性 A	有効性 A	効率性 A	現行どおり	近年の核家族化や少子高齢化の進行といった社会情勢の変化により、社会福祉協議会が行う地域福祉の需要は増加していますが、会費収入が横ばいで推移している状況から、今後も引き続き現行どおり支援していきます。

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価		事業の方向性	事業の展開方針	
						具体的な内容				
112	長寿者褒賞事業	福祉政策課	長年社会に貢献した長寿者へ敬意を示すことで、高齢者の生きがいがづくりにつながっている。	記念品の購入事務、祝い状の作成事務、100歳・95歳・90歳の誕生日を迎えた高齢者への褒賞事務などを行う。	記念品を贈呈することで、長年社会に貢献した長寿者へ敬意を示し、高齢者の生きがいがづくりにつながることが出来ました。	妥当性	A	現行どおり	引き続き、記念品の購入事務、祝い状の作成事務、100歳・95歳・90歳の誕生日を迎えた高齢者への褒賞事務などを行います。	
						有効性	A			長寿者へ敬意を示すことで高齢者の生きがいがづくりにつながっていると考えます。
						効率性	A			対象者の増加に伴い、コストが増加傾向にあるため、90歳対象者の記念品贈呈を廃止しました。
113	戦傷病者戦没者遺族等援護事業	福祉政策課	戦傷病者戦没者遺族の援護及び恒久平和を祈念する意識が醸成されている。	特別弔慰金などの事務並びに遺族会の支援及び戦没者追悼式の挙行、遺族会の事務を行う。	遺族会の活動支援などにより、遺族の援護及び恒久平和を祈念することができました。	妥当性	A	現行どおり	隔年で挙行している戦没者追悼式は、令和元年度は事業実施の年度になります。遺族会活動の支援と弔慰金等の事務については引き続き行っていきます。また、遺族の高齢化などにより、遺族会の会員は減少傾向にあるため、広報周知する等して遺族会の会員増強を図ります。	
						有効性	A			遺族の高齢化などにより、遺族会の会員は減少傾向にあり、それに伴い戦没者追悼式への参列者も減少していますが、若い世代へと戦争の悲惨さを語り継ぐために、市で継続的に行っている唯一の事業であると言えます。
						効率性	A			この事業の主なものである戦没者追悼式については、新たに大きな経費が発生することは考えにくく、内容を精査して実施しています。
114	生活保護給付事業	生活支援課	生活保護の要否を判定し、適正に実施することにより、保護を要する者の最低限度の生活が保障できるとともに、その自立を助長することができる。	生活保護法に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図るため、生活困窮者に対し必要な保護を行う。	生活保護を必要とする者に生活を保障するとともに、自立に向けた取り組みを実施することができました。	妥当性	A	現行どおり	生活保護法に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図るため、生活困窮者に対し必要な保護を行います。	
						有効性	A			被保護者の個別の状況に応じた自立助長策として、当市独自に策定した個別支援プログラムに基づき支援を行っています。
						効率性	A			生活保護法令及び要領等により、適正に実施しています。

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
115	生活保護給付事務事業	生活支援課	生活保護法に基づく調査・実施などに要する経費の支払などの事務を行うとともに医療扶助相談・指導員や医療事務管理士を配置し、医療扶助の適正化対策を行うことにより保護費の削減が図れる。	生活保護法第29条調査の実施等における事務費やその他の必要な経費の支出を行う。また、頻回・重複受診等の指導を行うとともに、レセプト再審査等により、医療扶助費を削減し、生活保護費の適正な支出を行う。	生活保護法に基づく各種調査を実施し、受給資格の可否を問い、不正受給を防止することができ、また、レセプト点検や医療扶助相談・指導員の指導により、医療扶助費を削減することができました。	妥当性	A	市から県へデータや資料の提供を行うことにより、国・県・市の生活保護状況資料の元になり、生活保護業務を行うのに必要な予算等の資料として活用することができ、生活保護法に基づく調査の実施及び医療扶助の適正実施を行うことができるため、継続する必要があります。	現行どおり	生活保護法に基づく調査の実施等における事務費やその他の必要な経費の支出を行います。また、頻回・重複受診等の指導を行うとともに、レセプト再審査等により、生活保護費の適正な支出に努めます。
					有効性	A	頻回・重複受診等の指導を行うとともに、レセプト再審査等により、医療扶助費を削減し、生活保護費の適正な支出を行うことができます。			
					効率性	A	面接相談員や就労支援相談員の配置により、効果的な相談業務の実施並びにケースワーカー活動を充実させることができています。			
116	行旅死亡人等墓理事業	生活支援課	行旅病人に対し医療給付などによる救護を行うこと、行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り埋火葬などを行うことで、公衆衛生、社会秩序が保持されている。	諸規定の定める処理により、かかる費用を給付する。	行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り埋火葬等を行うことで、公衆衛生、社会秩序が保たれました。	妥当性	A	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第2条及び第7条、千葉県行旅病人及び行旅死亡人取扱法施行規則、墓地、埋葬等に関する法律第9条により実施しています。	現行どおり	引き続き、行旅病人に対し医療給付などによる救護を行うこと、行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り埋火葬などを行います。
					有効性	A	行旅病人に対し医療給付などによる救護を行うこと、行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り埋火葬などを行うことで、公衆衛生、社会秩序が保持されています。			
					効率性	A	法令の定めに基づき事業を継続し、事業の性格上速やかな対応が要求されることから、合理的かつ適正な事業の実施を図っています。			
117	生活困窮者自立支援事業	生活支援課	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがあるものに対して自立に向けた取り組みを実施し、生活向上を図る。	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業を行い、生活困窮状態からの早期自立を支援する。	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図り、生活困窮者に自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うことができました。	妥当性	A	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、自立の促進を図るものであり、今後も継続して実施する必要があります。	現行どおり	生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業を行い、生活困窮状態からの早期自立を支援します。
					有効性	A	生活困窮者に自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等の支援を行うことにより、早期自立の支援を図っています。			
					効率性	A	生活困窮者自立支援法に基づき事業であり、国庫負担金及び国庫補助金の対象となります。			

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価		事業の方向性	事業の展開方針	
						具体的な内容				
118	老人保護措置事業	高齢者支援課	環境上、経済上の事情により居宅において養護を受けることが困難な者が施設に入所し、生活の援護を受けられている。	措置が必要な高齢者に対し、老人ホーム入所判定委員会より入所判定を行い、入所措置する。入所委託先施設を訪問して、状況把握調査を行う。	市内2ヶ所、市外2ヶ所の養護老人ホーム等に居宅での生活が困難な高齢者を入所措置することにより、適正な生活の援護をすることができました。	妥当性	A	法令等の定めの中で行う事業であり、環境上、経済上の理由により、居宅において生活することが困難な人を施設に入所させ、援護するうえで、必要な事業です。	現行どおり	措置が必要な高齢者に対し、老人ホーム入所判定委員会より、入所判定を行い、入所措置します。入所委託先施設を訪問して、状況把握調査を行います。
						有効性	A	法令等の定めの中で行う事業であり、養護老人ホーム等に居宅での生活が困難な高齢者を入所措置することにより、適正な生活の援護をすることができました。		
						効率性	A	国通知の「老人ホームへの入所措置等の指針について」のとおり実施しており、入所委託先施設を訪問して、状況把握調査を行うなどして、効率的な事業の実施に努めています。		
119	高齢者在宅生活支援事業	高齢者支援課	在宅福祉サービスを利用することでひとり暮らし等高齢者や介護者が安心して暮らせる。	介護保険サービス以外の在宅福祉サービス（緊急通報装置の設置、介護用品の給付）を提供する。	高齢者の生活支援事業の実施、サービスの提供により、ひとり暮らし高齢者等の健康維持、症状の悪化を防止し、本人及び介護者の精神的負担の軽減をすることができました。	妥当性	A	在宅生活において、支援を必要とする高齢者に対し、継続してサービスを提供することで、在宅生活を維持するために必要な事業です。	現行どおり	介護保険サービス以外の在宅福祉サービス（緊急通報装置の設置、介護用品の給付等）を提供します。また、新総合事業の開始や高齢者見守り協定の充実により、類似・関連しているサービスについては、廃止し、新たに介護予防・生活支援サービスを実施していきます。
						有効性	A	新総合事業（平成29年度）の開始や高齢者見守り協定の充実により、類似・関連しているサービスについては、廃止し、新たに介護予防・生活支援サービスを実施していきます。		
						効率性	A	新総合事業（平成29年度）の開始や高齢者見守り協定の充実により、類似・関連しているサービスについては、廃止し、新たに介護予防・生活支援サービスを実施していきます。		
120	賦課徴収事業	高齢者支援課	適正な賦課及び徴収により被保険者が公平に介護保険料を負担している。	介護保険料賦課処理、納入通知書発送、介護保険料収納処理、督促・催告、滞納整理等を行う。	適正な介護保険財政を運営することができました。	妥当性	A	介護保険法の規定に基づき、所得に応じた介護保険料を負担することで、制度の安定的な運営を図るために必要な事業です。	現行どおり	介護保険料の適正な賦課徴収を行います。広報、HPで納期内納付の周知・啓発を行うとともに、休日滞納整理等の実施により、収納率の向上に努めます。
						有効性	A	被保険者の所得を正確に把握することにより、適正な保険料の賦課を行っています。広報、HPで納期内納付の周知・啓発を行うとともに、休日滞納整理等の実施により、収納率の向上に努めています。		
						効率性	A	他課との連携を図りながら、計画的に、効果的かつ効率的に執行しています。また、事務の電算化により、効率的な事業の実施に努めています。		

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価		事業の方向性	事業の展開方針	
						具体的な内容				
121	要介護等認定事務事業	高齢者支援課	要介護・要支援認定申請を提出した市民が適正な介護認定調査を受けることができ、また、審査会での判定結果を受理している。	要介護認定申請（新規・更新・区分変更）受付業務、資格者証の交付、認定調査業務、認定調査委託業務、認定調査のための臨時職員雇用、死亡・転入・転出・取り下げ処理、介護認定審査会結果通知、国・県への結果報告等を行う。	介護認定審査会の運営と認定調査事務の適正な実施により、申請者が介護（予防）給付の種類と量を選択するための適切な要介護等認定を行うことができました。	妥当性	A	介護保険法の規定に基づき市が行わなければならない必要な事業です。	現行どおり	介護保険法の規定に基づき、迅速かつ公平な認定を実施します。
						有効性	A	申請者が適正な要介護等認定を受けることにより、状態に応じた介護保険サービスの選択に寄与しています。		
						効率性	A	申請者数の増加に対して、認定調査員、審査会運営要員等の処理能力が不足しつつあり、認定に要する期間が延長してきています。コストの増加傾向を抑えながら適正な認定を担保するために、日常の事務処理の効率化に努めています。		
122	介護保険給付事業	高齢者支援課	要介護（要支援）認定を受けた被保険者が適正な介護給付を受けている。	要介護（要支援）認定を受けた被保険者に対し、指定介護サービス事業者などから受けたサービスに要する費用の7～9割を給付する。	適正な介護保険財政を運営することができました。	妥当性	A	要介護・要支援認定を受けた被保険者が受ける必要な介護サービスに要する費用は介護保険法に基づき給付しているため必要な事業です。	現行どおり	介護保険の保険者は市町村と決まっており、高齢者が健康でいきいきと暮らしていくために引き続き適正な介護給付事業を実施します。
						有効性	A	要介護・要支援認定を受けた被保険者に対し、指定介護サービス事業者などから受けたサービスに要する費用を適正に給付することで、被保険者や家族の負担軽減が図られています。		
						効率性	A	介護サービス事業者からの請求明細書の審査、支払い事務を委託することにより、事務の軽減につながり、効率化が図られています。また、必要な事務の電算化により、効率的な事業の実施に努めています。		
123	一般介護予防事業	高齢者支援課	高齢者が介護予防に取り組むことで、要支援・要介護状態とならずに、住み慣れた地域でいきいきと暮らせる。	高齢者が個々の介護予防に取り組めるよう、介護予防の方法について各種教室で普及啓発する。介護予防教室については委託により実施する。住民主体の通いの場の充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。	介護予防事業の中で、地域で自主的に介護予防に取り組む団体の育成を行いました。	妥当性	A	介護保険の地域支援事業に位置づけられた事業で、高齢者が介護予防に取り組むことで、要支援・要介護状態とならないために必要な事業です。	現行どおり	介護予防教室は、認知症予防に焦点をあてた教室として委託で実施し、住民主体の通いの場の充実・継続に向けて週いち筋力体操の普及に注力します。また、出前講座や各種教室において、介護予防についての普及啓発を行います。
						有効性	A	各種教室や介護予防教室は、多くても月1回の実施であり、普及啓発としては効果があっても、自宅で継続実施できる方以外の予防にはなかなかつながらないため、地域で自主的に週1回程度の活動を継続できる場が必要です。		
						効率性	A	介護予防の方法を広く普及することに加え、地域で自主的に活動する団体を増やし、その団体の活動継続を支援することが必要です。		

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価		事業の方向性	事業の展開方針	
						具体的な内容				
124	地域包括支援センター運営事業	高齢者支援課	高齢者等が、地域包括支援センターにおいて専門職に相談し、支援等を受けることで、引き続き住み慣れた地域で安心、安全に生活することができる。	地域住民の保健・福祉・医療の向上を包括的に支援する中核拠点である地域包括支援センターを運営し、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業を行う。	地域包括支援センターの様々な資源を統合した包括的な支援（地域包括支援）を行い、心身の健康保持及び生活安定に寄与することができました。	妥当性	A	法令等の定めの中で行う事業であり、高齢者等が、専門職に相談し、支援等を受けることで、安心、安全に生活することができるようになるために必要な事業です。	現行どおり	地域住民の保健・福祉・医療の向上を包括的に支援する中核拠点である地域包括支援センターを運営し、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業を行います。
						有効性	A	法令等の定めの中で行う事業であり、さまざまな資源を統合した包括的な支援を行うことで、高齢者等の心身の健康及び生活安定が図られています。		
						効率性	A	法令等の定めの中で行う事業であり、地域包括支援センターの運営を業務委託することにより、効率的な事業の実施に努めています。		
125	地域支援任意事業	高齢者支援課	要介護4・5の認定を受けている方に家族介護用品の給付を行い、また、市長申し立て成年後見制度利用に係る費用の助成を行うことで、要介護者が地域で安心して生活できている。	在宅の要介護認定者（介護4～介護5）に対し、介護用品引換券を給付する。また高齢者成年後見制度利用支援事業として自ら審判請求ができない、判断力が十分でない高齢者に対する市長の審判請求及び費用の助成をする。	介護用品の給付をすることにより、高齢者を介護している家族等の身体的、精神的、経済的な負担が軽減され、要介護高齢者の居宅生活が継続されました。	妥当性	A	要介護4・5の認定を受けている方に家族介護用品の給付を行い、また、市長申し立て成年後見制度利用に係る費用の助成を行うことで、要介護者が地域で安心して生活できるようにするために必要な事業です。	現行どおり	在宅の要介護認定者（介護4～介護5）に対し、介護用品引換券を給付します。また高齢者成年後見制度利用支援事業として自ら審判請求ができない、判断力が十分でない高齢者に対する市長の審判請求及び費用の助成をします。
						有効性	A	法令等の定めの中で行う事業であり、介護用品の給付をすることにより、介護している家族等の身体的、精神的、経済的な負担が軽減が図られています。		
						効率性	A	法令等の定めに基づき、効率的な事業の実施に努めています。		
126	介護給付等費用適正化事業	高齢者支援課	介護保険制度の適切な運営により、介護給付費が適正に支出されている。	介護給付適正化システムによる不適切な請求等の抽出、介護給付費通知による利用者の自己点検等により、介護給付費の適正化を図る。	適正な介護保険財政を運営することができました。	妥当性	A	適正な介護保険の給付を行うために必要な事業です。	現行どおり	適正な介護保険の給付を行うため、引き続き介護給付費通知を行います。
						有効性	A	介護保険制度の適切な運営により介護給付費が適正に支出されています。		
						効率性	A	介護保険給付適正化システムによる不適切な請求等の抽出、介護給付費通知による利用者の自己点検により、介護給付費の適正化を効率的に行っています。		

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価		事業の方向性	事業の展開方針	
						具体的な内容				
127	介護相談員派遣事業	高齢者支援課	相談員が利用者から傾聴することで、サービス内容が改善されたり、利用者の不安・不満が解消されている。	市が委嘱した相談員が、適宜介護保険施設を訪問し、サービス利用者から日常抱えている疑問や不安を聴き、サービス提供事業者との調整を行う橋渡し役を担う。利用者の苦情やトラブルを未然に防ぎ、介護サービスの質の向上を図る。	市が委嘱した相談員が、市内にある施設に訪問し、サービス利用者から日常抱えている疑問や不安を聴き取りを行い、サービス提供事業者との調整を行いました。また、利用者の苦情やトラブルを未然に防ぎ、介護サービスの質の向上に資することができました	妥当性	A	相談員が利用者から傾聴することで、利用者の不安・不満が解消されるとともに、事業者の介護サービスの質の向上を図るために必要な事業です。	現行どおり	介護保険法の地域支援事業の中で事業実施が義務付けられていることから、今後も事業を継続して行います。
						有効性	A	相談員が施設を訪問し、サービス利用者が日常抱えている疑問や不安を聞き、サービス提供事業者との調整を行う橋渡し役を担うことで、介護サービスの質の向上が期待できます。		
						効率性	A	介護相談員派遣事業実施要項の規定に基づき、効率的な事業の推進に努めています。		
128	第1号被保険者保険料還付事務	高齢者支援課	該当する被保険者が介護保険料の還付を適正に受けている。	誤納付及び資格喪失者の保険料還付処理を行う。	適正な介護保険財政を運営することができました。	妥当性	A	介護保険法の規定に基づき実施している必要な事業です。	現行どおり	過誤納の把握を速やかに行い、できる限り短期間での還付に努めます。
						有効性	A	介護保険料の還付を適正に処理することで、納付者の公平な負担が図られています。		
						効率性	A	事務の電算化により、過誤納となった保険料の還付処理を効率的に行っています。		
129	地域密着型サービス事業者指定等事業	高齢者支援課	指定、変更、廃止等に関して適正な審査を受け、決定されている。	四街道市民のみを対象とする地域密着型サービス事業者の指定を行う。	看護小規模多機能型居宅介護の事業候補者を指定しました。	妥当性	A	介護保険法の規定に基づき実施している必要な事業です。	現行どおり	事業者の参入が低調であるが、介護保険法等に定められた事務であり、施設入居待機者の減少を図るため、四街道市民のみを対象とする地域密着型サービス事業者の指定に努めます。
						有効性	A	地域密着型サービス事業者を適正に指定することにより、介護サービス供給量の増加につながります。		
						効率性	A	事業者の参入が低調であるが、介護保険法等に定められた事務であり、施設入居待機者の減少を図るため、四街道市民のみを対象とする地域密着型サービス事業者の指定に努めています。		

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価		事業の方向性	事業の展開方針	
具体的な内容										
130	老人福祉施設整備支援事業	高齢者支援課	社会福祉法人等が補助金交付により支援され、安定した運営が行われている。	指定した事業者の希望により、地域介護・福祉空間整備推進補助金等の補助金を交付する。	該当する事業がありませんでした。	妥当性	A	社会福祉法人等が補助金交付により支援され、安定した運営をするために必要な事業です。	現行どおり	指定した事業者の希望により、地域介護・福祉空間整備推進補助金等を交付します。介護保険事業計画に位置付けた老人福祉施設の整備の促進を図ります。
						有効性	A	指定した事業者の希望により、地域介護・福祉空間整備推進補助金等を適正に交付することで、介護保険事業計画に位置付けた老人福祉施設の整備の促進が期待できます。		
						効率性	A	国の交付要綱の基準に基づき、補助金を交付することで、施設等の効率的な整備に努めています。		
131	障害者相談支援事業	障害者支援課	市担当ケースワーカー、身体障害者相談員、知的障害者相談員や障害者相談支援事業所、地域活動支援センターI型の窓口に対象者が相談し、適切な助言を受けることで心身の負担軽減が図られている。	多岐に渡る相談に対し、解決に向けての助言、関係機関との調整を図る。また、障害者相談支援事業所、地域活動支援センターI型の委託に係る事務、障害者自立支援協議会の運営に係る事務、知的・身体障害者相談員の推薦に関する事務を行う。	障害に関する多岐にわたる相談業務に対応することができました。また、障害者に対し設定されている各種減免制度の適用に際し、証明書発行業務を行い、障害者の経済負担が軽減されました。	妥当性	A	障害者総合支援法第77条により、市の責務で行わなければならない事業であることから、必要な事業です。	現行どおり	相談業務は専門知識と経験やケースによっては資格が必要な場合もあり、また、携わる相談員の適性もあることから、人材として職員を確保し事業を実施するよりも、委託により専門的な知識を有する人材を活用することで、質の高い相談事業を実施します。証明業務については、広く啓発、周知を図り、証明は円滑に実施します。
						有効性	A	障害のある人や家族の相談に専門知識や資格を有する相談員が対応することにより、適切なサービスの提供が図られます。		
						効率性	A	委託により相談窓口の増加及び専門知識や資格を有する相談員の確保がされており、市民サービスの向上及び人件費の軽減に繋がっています。		
132	障害者自立支援給付事業	障害者支援課	障害のある人が障害福祉サービスを利用することにより地域で自立した生活を営んでいる。	自立支援給付事業として居宅介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援等の障害福祉サービスに係る介護給付費等の支給や、自立支援医療費及び補装具費の支給等を行う。	自立支援給付事業の各サービスを、必要とする障害者に適切に提供し、障害福祉の向上に寄与しました。	妥当性	A	障害者総合支援法第2条により、市の責務で行わなければならない事業であることから、必要な事業です。	現行どおり	この事業は、直接的に障害者の福祉増進に繋がることから、障害者や家族に対し、制度やサービスの内容の周知に努めます。
						有効性	A	利用件数が増加傾向にあり、安定してサービスを提供することにより、障害のある人の自立支援が図られています。		
						効率性	A	実施方法については、国の法律に定められており、必要な事務の電算化により、効率的に実施しています。		

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1			
					事業成果	事業の評価		事業の方向性	事業の展開方針		
						具体的な内容					
133	経済支援事業	障害者支援課	重度障害者等に、手当や助成金を給付することにより、経済的な負担が軽減されている。	特別障害者手当、重度知的障害者ねたきり身体障害者福祉手当、重度心身障害者医療費助成、精神障害者通所医療費助成、手帳取得助成等、手当助成金の支給を行う。	各手当、医療費助成等の事業を円滑に実施し、受給者に対し適切な給付を実施したことにより、経済的負担が軽減されました。	妥当性	A	特別障害者手当は、法定受託事務であり、重度知的障害者ねたきり障害者福祉手当、重度心身障害者医療費助成は県の補助対象事業です。その他は市の単独事業ですが、障害者の経済的負担の軽減を図るうえで必要な事業です。	現行どおり	法定受託事務は、現行どおり実施しますが、市単独事業については、社会情勢や国や県、近隣自治体の動向に留意しつつ、事業の見直しを図ります。	
						有効性	A				障害のある人に対する直接的な支援により、障害者の経済的な負担が軽減されています。
						効率性	A				事務に必要な電算化は完了しており、また、重度心身障害者医療費助成の現物給付の実施により、事務処理の軽減化が図られています。
134	地域生活支援事業	障害者支援課	障害のある人が障害福祉サービスを利用することにより地域で自立した生活を営んでいる。	移動支援、日中一時支援等にかかる地域生活支援給付費を支給する。日常生活用具の給付、意思疎通支援を行う。	地域生活支援給付費の支給により、障害のある人の生活が向上しました。	妥当性	A	障害者総合支援法第2条により、市の責務で行わなければならない事業であることから必要な事業です。	現行どおり	障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた地域生活支援事業を効率的・効果的に実施します。	
						有効性	A				障害者の利用も増加傾向にあることから障害のある人が必要とするサービスを安定して提供することにより、生活の向上が図られています。
						効率性	A				国の法律に基づいて実施しています。また、事務処理に必要な電算化は図られています。
135	在宅生活支援事業	障害者支援課	障害者が、様々な障害福祉サービスを利用し、在宅生活を維持できている。	福祉タクシー協力金、利用料の支払い、緊急通報装置の使用料の支払、障害者通所施設交通費の助成等、在宅での生活を支援するための対象者の認定事務及び支払い事務を行う。	福祉タクシーの利用に関し一部費用の助成を行い、障害のある人の外出促進に寄与しました。	妥当性	A	障害者通所施設交通費助成などについては、市の単独事業ですが、障害のある人の支援として必要な事業です。	現行どおり	在宅生活支援事業で行っている事業を継続して実施します。	
						有効性	A				在宅の障害者が増加傾向にある中、通所や外出などの援助を継続して実施することにより、障害のある人の在宅における生活の向上が図られています。
						効率性	A				小規模な事業が多い反面、事務処理が多い事業もありますが、職員による事務のフラット化を推進したほか、単純な事務作業を優先調達で行うなど改善を図りました。

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1			
					事業成果	事業の評価		事業の方向性	事業の展開方針		
						具体的な内容					
136	障害福祉推進事業	障害者支援課	四街道市障害者自立支援協議会や福祉作業所の運営や障害者優先調達事業、相談支援事業所や福祉カーの貸付事業の委託などを円滑に実施することにより、地域の障害者福祉の向上が図られる。	四街道市障害者自立支援協議会や福祉作業所の運営、障害福祉団体の育成、障害者優先調達事業の実施や、障害者グループホームの運営費や家賃助成、障害者スポーツ大会に関する取りまとめ等を行い、地域の障害福祉の向上を図る。	事業成果	四街道市障害者自立支援協議会や指定管理による福祉作業所の運営を円滑に実施したほか、グループホームの運営費や家賃助成の実施、相談支援事業所や福祉カーの貸付事業などを委託により行い、地域の福祉向上に寄与しました。	妥当性	A	市による障害者自立支援協議会の設置は総合支援法で定められており、またグループホームの運営費及び家賃助成は、県の補助金対象事業となっています。その他、各委託事業や福祉作業所の運営は、障害のある人の支援として必要な事業です。	一部改善	福祉作業所の利用者が減少傾向にあることから、利用状況を精査し、対策を行います。
					事業の評価	有効性	A	障害福祉の検討機関である障害者自立支援協議会の運営や、グループホーム運営費や家賃助成等、この事業を実施することにより、地域の障害福祉の向上が図られています。			
					事業の評価	効率性	B	専門性が必要な事業は、委託や指定管理等により実施していますが、福祉作業所の利用人数が減少しており、対策が必要です。			
137	精神保健普及啓発事業	障害者支援課	市民に対し、精神保健福祉に関する普及啓発を行い、精神保健福祉に対する理解が深まっている。精神科の専門医に相談できる場を作り、相談者に必要とされる精神保健福祉や医療が提供されている。	精神保健の普及啓発のため、精神保健に精通した医師等による講演会を開催する。	事業成果	講演会では、講師の話により、精神障害への理解を深め、支援、協力の大切さを周知できました。また、健康相談では医師に相談することで、障害のある人、またはその家族の悩みを解決するための支援を行いました。	妥当性	A	障害者総合支援法第77条により、市の責務で行わなければならない事業です。	一部改善	講演会の来場予定数を下回っているため、ニーズを確認したうえで、テーマや講師、開催時期を検討し、来場者を増やすように努めます。
					事業の評価	有効性	B	精神保健福祉に対する理解を深め事業の効果を上げることで、家族の負担軽減が図られましたが、より効果を高めるため、当事者団体との連携を図る必要があります。			
					事業の評価	効率性	A	事業の実施にあたり、必要最低限の人員で効率的に事業を実施しています。			
138	障害者基本計画等推進事業	障害者支援課	障害のある人が地域でその人らしく生活するための、基本理念が定まっている。国の指針に基づき、3か年の障害福祉サービス見込み量が定まっている。	障害者基本計画を策定する。障害福祉計画を策定し各年度における検証を行う。	事業成果	障害者基本計画及び障害者福祉計画、障害児福祉計画の進捗管理を実施しました。	妥当性	A	障害者基本法第11条及び障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定で、市が策定することが義務付けられています。	現行どおり	各計画の進捗管理を行います。
					事業の評価	有効性	A	次期計画策定のため、必要な各計画の進捗状況の確認を行っています。			
					事業の評価	効率性	A	各計画の進捗管理にあたっては、関係各課へ照会し、整理したほか、必要な数値について確認をしています。			

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価		事業の方向性	事業の展開方針	
					具体的な内容					
139	意思疎通支援事業	障害者支援課	聴覚、言語・音声機能障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者のためにコミュニケーションが図られようよう手話通訳者を設置する。	聴覚、言語・音声機能障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者のために手話通訳者、要約筆記者を派遣する。また、市役所での諸手続きにおいて、コミュニケーションが図られ円滑に手続きが行えるよう手話通訳者を設置する。	聴覚、言語・音声機能障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者のために手話通訳によりコミュニケーションの支援を行いました。また、手話奉仕員を育成するために手話奉仕員養成講座(後期)を開催しました。	妥当性	A	障害者総合支援法第2条により、市の責務で行わなければならない事業であることから必要な事業です。	現行どおり	聴覚、言語・音声機能障害により不利益を生じずに意思疎通を円滑に行えるよう、手話通訳者等を派遣することが必要なことから、引き続き事業を実施していきます。
						有効性	A	聴覚、言語・音声機能障害者に手話通訳者が対応することにより、意思疎通が円滑に図られました。		
						効率性	A	聴覚、言語・音声機能障害者に対してのコミュニケーションツールとして手話で対応することで、時間の削減が図られました。		
140	児童デイサービスセンター施設管理事業	障害者支援課(児童デイサービスセンター)	安全・清潔な施設利用が出来る。	児童デイサービスセンター建物の管理業務を行う。	建物の管理事業を行ったことで、利用者に安全・清潔な施設を提供できました。	妥当性	A	児童発達支援を実施するにあたり重要な衛生管理および安全確保などの環境整備のため、必要な事業です。	一部改善	わろうべの里と施設管理を一体的に行います。
						有効性	A	施設の安全整備を行うことにより、児童発達支援実施中の怪我や事故を防ぐことができている。また、環境保全により、害虫やハウスダストによる被害を防ぐことができます。		
						効率性	B	施設管理の中で、業者委託が必要なものを精査し、コストを抑え、効率的な施設管理業務を行っています。一部の委託事業について、わろうべの里と一体的な管理になっていませんでした。		
141	児童発達支援事業	障害者支援課(児童デイサービスセンター)	児童一人ひとりの発達に応じた適切な指導・訓練が受けられる。	心身の発達に支援を必要とする児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行うとともに、保護者への指導、助言を行いました。また、必要に応じて病院や幼稚園・保育園、市の関係機関との連携を図り、情報共有ができました。新たに個別面談、個別プログラムを実施することで、利用者のニーズに応えることができました。	心身の発達に支援を必要とする児童に対して重要である早期療育の場の提供、またその保護者への指導・助言を地域の中で行っており、必要性の高い事業です。	妥当性	A		一部改善	心身の発達に支援を必要とする児童に対する、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行うとともに、保護者への指導、助言を行います。個々の児童の発達に応じて、1日単位でプログラム編成を検討するなど、安全で充実した療育を実践していきます。
						有効性	A	心身の発達に支援を必要とする児童が、日常生活における基本的動作や集団生活への適応訓練などの早期療育を一人ひとりの発達に応じて受けることができ、また保護者がこどもの成長発達について相談できる場の提供ができています。		
						効率性	B	児童福祉法に基づき、児童一人ひとりの発達に応じた適切な指導・訓練を上げられるようクラス編成やプログラム内容の工夫をしています。さらに充実した内容のプログラム等の編成も必要です。		